

## 次期香川県消費者教育推進計画策定の基本的考え方

## 1 現計画策定の位置付け

都道府県は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として施行された「消費者教育の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)第10条第1項により、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされた。

そこで、県では、これまで進めてきた消費者の自立の支援に加え、「消費者市民社会」の実現に参画できる消費者の育成を目指し、現行の「香川県消費者教育推進計画」(計画期間：平成30年度～平成34年度)を策定した。

## 2 次期計画策定に当たっての基本方針

令和4年4月からの成年年齢引下げや、新型コロナウイルス感染拡大の影響等によって社会経済情勢が急激に変化してきていること、国の基本方針が令和5年度から次期基本方針へと見直されること等を踏まえ、現行計画について必要な見直しを行い、次期計画を策定するものとする。

- 基本的な構成は維持する。
- 消費者を取り巻く状況の変化については、基本方針の見直しにおける「社会情勢の変化」のうち、本県においても影響が大きいと考えられるものを反映させる。
- 消費者教育の取組みについては、これまでの取組状況を整理した結果を踏まえ、見直しを行っていく。

## 3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

ただし、社会経済情勢の急激な変化や国の基本方針等の変更等を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

## 【参考】消費生活審議会の役割

消費者教育の推進に関する法律において、消費者教育推進地域協議会は都道府県消費者教育推進計画の作成・変更に関して意見を述べることと規定されており、本県では「香川県消費生活審議会」を「消費者教育推進地域協議会」として位置づけている。

## 《関係法令抜粋》消費者教育の推進に関する法律

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 略

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 省略

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。